

メッシュWi-Fiプラン利用規約

第1条(総則)

諫早ケーブルメディア株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社のインターネットサービスの加入者に提供する「メッシュWi-Fiプラン」(以下「本サービス」といいます。)に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者(以下「利用者」といいます。)に対し、以下のとおりメッシュWi-Fiプラン利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めるものとします。

2 本規約のほか、定めのない事項については、インターネット契約約款(以下「約款等」といいます。)が適用されるものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。

第2条(サービスの内容等)

本サービスは、当社の電気通信設備を用いて、当社の保有する無線LAN(Wi-Fi)機能を内蔵した機器(以下「無線ルーター」といいます。)を利用者に貸与するサービスです。

2 本サービスは、当社が指定するインターネットサービスの付加機能として提供します。

第3条(利用申込)

本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、本規約に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用申込を承認しないことがあります。

また、当社は承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

(1) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合

(2) 申込者が、当社が指定するインターネットサービスの加入者でない場合

(3) 申込者が、当社が提供するサービスの料金の支払を怠っている場合、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

(4) 当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、又は業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

(5) その他、当社が申込者を利用者とするのを不相当と判断した場合

第4条(料金の支払等)

利用者は、当社が本規約に規定する本サービスの利用料金、無線ルーターの設置に関する費用を当社に支払うものとします。

2 利用者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、本サ

ービスの解約があった日の属する月までの期間(提供を開始した日の属する月と解約又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。)については、本サービスの利用料金を当社に支払うものとしします。

第5条(無線ルーター)

無線ルーターは、本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線ルーターの設定を復元することはできません。

2 利用者は、届け出た設置住所以外の場所で無線ルーターを利用しないものとしします。

第6条(接続設定)

無線ルーター接続後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行うものとしします。

2 本サービスは、全ての通信機器の無線LAN接続を保証するものではありません。

第7条(故障等)

利用者は、無線ルーターに故障、破損又は紛失が生じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとしします。

2 利用者は、当社の責によらない無線ルーターの故障、破損又は紛失について、別途定める損害金を当社に支払うものとしします。

3 無線ルーターを交換した場合は、SSID及び暗号キーが変更となります。この場合、利用者端末の設定は、利用者にて行うものとしします。

第8条(サービスの解約)

利用者は、本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとしします。

第9条(サービスの終了等)

当社が指定するインターネットサービスの加入者でなくなった場合は、本サービスも終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとしします。

第10条(無線回線による制約)

本サービスにおいては、次の各号の事由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態又は本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

- (1) 電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等
- (2) 遮蔽物による電波障害

(3)利用者端末の故障

第11条(免責)

当社は、次の各号のほか、利用者の故意又は過失により生じた損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

(1)無線ルーターの脆弱性によって利用者が損害を被った場合

(2)利用者端末が故障した場合

(3)本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等が生じた場合

(4)その他、当社の責に帰することのできない事由

別 表

・設定費用	3,850円(10%税込)
・レンタル月額料金	3,300円(10%税込)
・ルーター本体(アダプター含む) 損害金	8,000円(不課税)

附 則

(実施期日)

本規約は、2023年8月18日より実施します。